ご活用ください

久留米市雇用奨励金

特定求職者雇用開発助成金注（以下、国の助成金）の支給終了後も、障害者、母子家庭の母などを引き続き雇用する事業主に賃金の一部を助成します。

注 ここでは、特定求職者雇用開発助成金のうち、「特定就職困難者コース」または「成長分野等人材確保・育成コース」を指します。

※ 制度の内容は変更となることがありますので、労政課、久留米市ホームページ等でご確認ください。

※ **予算上限に達した場合、申請受付を終了します。**

◆支給対象事業主

国の助成金の対象労働者のうち、次の方々を久留米市内の事業所に雇用している事業主

●対象事業主は次の要件をすべて満たしていることが必要です。

1 **対象労働者を久留米市内の事業所で雇い入れていること（雇い入れ時点）**
2 **対象労働者が久留米市民であること（雇い入れ時点）**
3 **対象労働者を労働者災害補償保険および雇用保険に加入させていること**
4 **対象労働者を健康保険および厚生年金保険又はこれと同等の制度に加入させていること**（ただし、任意適用事業所、対象労働者が健康保険および厚生年金保険の加入資格を有しない事業主を除く）
5 **対象労働者を国の助成金の支給対象期間（最終期）に引き続き、6ヵ月以上雇用していること**

◆対象労働者

・身体障害者　・知的障害者　・精神障害者
・母子家庭の母等　・父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者に限る）

◆支給対象期間

国の助成金の支給対象期間が満了した日の翌日から6ヵ月間

国の助成金の支給対象期間 → 雇用奨励金の支給対象期間（6 カ 月） → 申請手続（※申請期間参照）

◆支給額

対象労働者		支給額	支給限度額(※1)
重度障害者	身 体	支給対象期間に支払った賃金総額の **1／3の額**	30,000 円×月数（最高:**18 万円**）
	知 的		
45 歳以上の障害者	身 体		
	知 的		
45歳未満の知的障害者		支給対象期間に支払った賃金総額の **1／3の額**	25,000 円×月数（最高:**15 万円**）
精神障害者			
上記以外の人 45歳未満の身体障害者 母子家庭の母等 父子家庭の父 （児童扶養手当を受けている者に限る）		支給対象期間に支払った賃金総額の **1／4の額**	20,000 円×月数（最高:**12 万円**）

※1：支給対象期間の月数により支給限度額は異なります。

◆申請期間

久留米市雇用奨励金の支給対象期間が満了した日の翌日から2ヵ月以内に申請書を下記提出先へご提出ください。

ただし、支給対象期間が満了した日までに国からの助成金の最終期の通知を受けていない場合は、国の通知日の翌日から2ヵ月以内に申請書をご提出ください。

申請書は久留米市のホームページからもダウンロードできます

トップ ▶ 暮らし･届出 ▶ 手続き

雇用･労働（ジョブナビ） ▶ 久留米市雇用奨励金申請

お問い合わせ･申請書提出先

久留米市商工観光労働部労政課（久留米市役所3F）
〒830-8520 久留米市城南町15－3
電話 :0942－30－9046 FAX:0942－30－9177
Email : rousei@city.kurume.lg.jp

R8.11.24